

黒滝村契約書等の様式を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、建設工事等の公正な契約の締結及び適正な施工又は実施を確保するため、黒滝村契約規則（平成 27 年黒滝村規則第 1 号）第 17 条に規定する契約書について、黒滝村が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、測量・建設コンサルタント等業務、役務提供及び物品調達に係る業務の区分に応じ、それぞれの業務における契約書（契約約款を含む。以下同じ。）の様式を定めるものとする。

(建設工事に係る契約書)

第2条 建設工事に係る契約書の様式は、別に定める当該建設工事に係る請負の代金の額の区分に応じ、次の各号に定める契約書のいずれかとする。

(1) 建設工事請負契約書 様式第 1 号

(2) 建設工事請書 様式第 2 号

(測量・建設コンサルタント等業務に係る契約書)

第3条 測量・建設コンサルタント等業務に係る契約書の様式は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める契約書とする。

(1) 測量及び地質調査業務 測量調査業務等委託契約書 様式第 3 号

(2) 土木関係建設コンサルタント業務 土木設計業務等委託契約書 様式第 4 号

(3) 建築関係建設コンサルタント業務のうち、著作権を発注者に譲渡するもの 建築設計業務委託契約書 様式第 5 号

(4) 建築関係建設コンサルタント業務のうち、著作権を共有するもの 建築設計業務委託契約書 様式第 6 号

(5) 建設工事監理業務 建設工事監理業務委託契約書 様式第 7 号

(6) その他の設計業務 設計業務等委託契約書 様式第 8 号

(役務提供業務に係る契約書)

第4条 役務提供業務に係る契約書の様式は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める契約書とする。

(1) 物品の借入れに関する契約 賃貸借契約書 様式第 9 号

(2) 役務提供に関する契約 契約書（役務提供業務）様式第 10 号

(3) 役務提供に関する契約 業務請書 様式第 11 号

(4) 物品の借入れに関する契約（長期継続契約） 賃貸借契約書（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約） 様式第 12 号

(5) 役務提供に関する契約（長期継続契約） 契約書（役務提供業務）（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）様式第 13 号

(物品調達に係る契約書)

第5条 物品調達に係る契約書の様式は、次の各号に掲げる業務の区分及び別に定める契約の金額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める契約書とする。

- (1) 物品調達に関する契約 物品売買契約書 様式第14号
- (2) 物品調達に関する契約 物品売買請書 様式第15号
- (3) 印刷及び製本に関する契約 印刷及び製本に関する業務委託契約書 様式第16号
- (その他)

第6条 前各条の規定にかかわらず、契約の内容により前各条に定める契約書によりがたいと認められるときは、主管課と受注者が協議の上定めた契約書により契約を締結することができる。

- 2 この規程に定めのない業務に係る契約書等の様式については、村長が別に定める。
- 3 前2項の場合において、主管課は、実施起案に契約書案を添付し、あらかじめ契約担当課長の合議を受けなければならない。
- (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則（令和6年規程第3号）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に施行前より作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。